

第6号様式（第7条第2項）

野田市高齢者住宅改造費助成変更交付決定（~~却下~~）通知書

第 号
年 月 日

様

野田市長 ⑩

年 月 日付けで変更の申請があった高齢者住宅改造費の助成について、次のとおり決定（~~却下~~）したので、野田市高齢者住宅改造費助成事業実施規則第7条第2項の規定により通知します。

1 変更助成の決定

助成対象者	住 所			
	氏 名		申請者との続柄	
	生年月日	年 月 日	年 齢	歳
	介護保険認定の状況	要介護(1 2 3 4 5) 要支援(1 2)		
改造する場所	1 居室 2 浴室 3 便所 4 台所 5 廊下(階段) 6 玄関 7 アプローチ 8 その他()			
変更する内容				
変更後の助成の内容	見積額	円		
	助成率			
	助成額	円		

注 改造工事完了後は、速やかに野田市高齢者住宅改造費助成実績報告書を提出してください。

~~2~~ 却下

却下の理由	
-------	--

教示

1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。